

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年1月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400185 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400047 号

第 1 結論

請求者の A 社 (以下「請求事業所」という。) における標準賞与額を平成 15 年 8 月 8 日は 5 万円から 9 万 2,000 円、同年 12 月 26 日は 10 万円から 12 万 8,000 円及び平成 16 年 8 月 10 日は 7 万円から 11 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 8 月 8 日、同年 12 月 26 日及び平成 16 年 8 月 10 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 8 月 8 日、同年 12 月 26 日及び平成 16 年 8 月 10 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 26 日
③ 平成 16 年 8 月 10 日

請求期間①、②及び③において、請求事業所から賞与が支給されていたが、給与支給明細書と国の年金記録の標準賞与額が相違しているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求事業所に係る標準賞与額は、請求期間①は 5 万円、請求期間②は 10 万円及び請求期間③は 7 万円と記録されていることが確認できるところ、請求者が提出した請求事業所に係る給与支給明細書及び請求事業所からの賞与の振込先とする貯金通帳の写しによると、請求者は、請求事業所から請求期間①は 9 万 2,303 円、請求期間②は 12 万 8,205 円及び請求期間③は 11 万 1,111 円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額 (請求期間①は 9 万 2,000 円、請求期間②は 12 万 8,000 円及び請求期間③は 11 万 1,000 円) は前述のオンライン記録を上回っており、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し、誤って提出し、厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400173号

厚生局事案番号 : 九州(国)第2400005号

第1 結論

平成元年9月1日から平成3年1月21日までの請求期間及び平成7年9月1日から平成8年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年9月1日から平成3年1月21日まで
② 平成7年9月1日から平成8年4月1日まで

私がA年金事務所(当時はA社会保険事務所)へ出向き、2冊あった年金手帳を1冊にまとめられた際に、現在所持している年金手帳に請求期間①及び②の国民年金の記録を記入された。年金を支払うのは国民の義務だと思い、国民年金保険料を納付したが、請求期間①及び②の納付記録がない。調査の上、請求期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した年金手帳の写しによると、国民年金の記録(1)の欄には、請求期間①及び②に係る被保険者となった日並びに被保険者でなくなった日が記載されていることが確認できるものの、オンライン記録によると、請求者が最初に国民年金被保険者資格を取得した年月日は、平成9年5月1日と記録されており、それより前に国民年金被保険者であった記録は確認できない。

また、請求者は、A年金事務所へ出向き、2冊所持していた年金手帳を1冊にまとめられた際に、現在所持している年金手帳に請求期間①及び②に係る前述の記録を記載され、「A・B区」のスタンプを押してもらった旨主張しているところ、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成9年1月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されることとされており、日本年金機構並びに請求者の請求期間①及び②当時の住所地であったC市D区に対し、請求者に係る記号番号の払出しの確認を依頼したが、いずれも請求者に係る記号番号の払出しは確認できない旨回答している上、当局においても国民年金払出簿縦覧検索により、平成元年9月1日から平成8年12月31日までにC市D区を含むE県内において払い出された記号番号を確認したが、請求者に係る記号番号の払出しは確認できないことから、請求者は、請求期間①及び②において、国民年金に未加入であり、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、日本年金機構は、前述の年金手帳の記載内容について、多くの市区町村窓口において、国民年金被保険者資格を取得した日が時効により国民年金保険料を納付することができなくなった過去の期間であったとしても、遡って国民年金への加入手続きを行い、その際、当該資格記録を年金手帳に記載することが実施されていたため、請求者についても同様のことが行われたと考えられるが、何らかの理由により資格記録の入力が行われなかった可能性が高い旨回答しており、請求者が主張する当該年金手帳の記載内容を以て請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、請求者は、A年金事務所へ出向いたと主張しているが、日本年金機構は、前述の年金手帳に押印された「A・B区」について、A年金事務所での使用は確認できなかったと回答している。一方、F市B区は、時期は不明だが当区で使用していた旨回答している。したがって、請求者はA年金事務所ではなく、同区を訪れた可能性がある。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。